

加美町国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、加美町国際交流協会（以下「協会」という。）という。英語名は、**Kami International Friendship Association**（略称 **KIFA**）とする。

(目的)

第2条 本協会は、町民を主体とした幅広い国際交流活動を推進し、国際理解を深めることで、グローバル化する社会変化に対応できる多様な価値観や発想力を持つ人づくりと、地域の魅力を再認識し、地域に対する誇りや愛着心が醸成されることを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流推進事業
- (2) 町民主体の国際交流活動に対する支援事業
- (3) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本協会には、第2条の目的に賛同する個人、団体及び企業（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 本協会に加入しようとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 3 本協会を退会しようとするものは、退会届を会長に提出しなければならない。
- 4 会員が死亡し、又は会員である団体及び企業が解散したときは、退会したものとみなす。

(役員)

第5条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 9名以内
- (4) 監 事 2名
- (5) 会 計 1名

2 役員は、会員の中から総会において選出する。

(任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員職務)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、協会の事業等の企画及び運営にあたる。

4 監事は、協会の会計その他事務を監査する。

(顧問)

第8条 本協会は、必要に応じ顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

(会議)

第9条 本協会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議の議長は、会長があたる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 総会に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他会長が特に必要と認めた事項。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が招集して次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) その他協会の運営に必要な事項に関すること。

(会計年度)

第12条 本協会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第13条 本協会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第14条 会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 1,000円
- (2) 法人・団体会員 5,000円

(事務局)

第15条 本協会の事務局は、加美町役場ひと・しごと推進課内に置く。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成26年8月25日から施行する。
- 2 協会設立当初の役員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 3 協会設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、協会設立の日から平成27年3月31日とする。

附 則

- 1 この規約は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月26日から施行する。